

施工条件の明示

工事番号 福浄9第2号

工事名 福増浄水場中間ポンプ設備修繕工事

工事場所 市原市福増47 福増浄水場内

明示項目	明示事項
工程関係	1. 別途発注工事と競合する場合は、工程調整等の協議を充分行い工期内完成に努めること。
用地関係	1. 周辺管理道路の機能を損なうことなく、最小限のスペースで資材及び作業管理を行うこと。 2. 仮設現場事務所を場内に設置する場合は、設置場所等について監督職員と協議するものとする。
公害対策関係	1. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等を監督職員に提出すること。
安全対策関係	1. 安全管理に関する特記仕様書を遵守すること。 2. 転落防護柵等の安全施設類は、現場状況に応じて設置すること。 3. 隣接の可動施設に影響を及ぼすことなく積極的に安全衛生管理に努めること。 4. 電気取扱い作業マニュアルを遵守し、電気の性質、危険性を充分認識し、事故を未然に防止するための安全対策に努めること。
工事用道路関係	1. 一般道路を搬入路として使用する場合は、工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等を監督職員に提出すること。
仮設関係	1. 足場等の仮設物を使用する場合は、その内容、期間、条件等及びその施工方法を監督職員に提出し、承諾を得ること。
建設副産物関係	1. 建設副産物の処理は、許可を得た処理業者に委託すること。
工事支障物件関係	特になし
排水工（濁水処理を含む）関係	特になし
その他	1. 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等を監督職員に報告すること。 2. 施工時間帯は平日の日中(9:00～17:00)とするが、これ以外の時間帯の作業が必要になった場合は、別途協議し当局の承諾を得たうえで実施すること。